

処 分 基 準 整 理 票

処 分 名	廃棄物の搬入の承認の取消し		
根 拠 法 令 名	大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則（平成6年規則第145号）	（条項）第14条	
基 準 法 令 名	大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則	（条項）第14条	
所 管 部 署	環境部	廃棄物減量推進課	指導係
<p>【処分基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>「市長が指定する期日までに納付しなかったとき」とは、廃棄物処理手数料の納付期限の翌日から起算して20日間を経過した日が到来したときのことをいう。</p> <p>【根拠法令及び基準法令】</p> <p>大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則 （廃棄物の搬入の承認の取消し）</p> <p>第14条 市長は、一般廃棄物処理業の許可を受けた者で前条第2項の規定により1年間の搬入について承認を受けたものが、法第7条の4の規定によりその許可が取り消されたとき、又は条例第40条に規定する手数料を市長が指定する期日までに納付しなかったときは、その承認を取り消すことができる。</p> <p>【参考法令】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （許可の取消し）</p> <p>第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。</p> <p>一 第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第</p>			

一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに該当するに至ったとき。

二 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ロ若しくはハ(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号トに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

三 第七条第五項第四号チからヌまで(同号ニに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

四 第七条第五項第四号イからへまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき(前三号に該当する場合を除く。)

五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。

六 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可(同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。)又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則

(廃棄物の搬入の申請)

第13条 市の処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、搬入のつどあらかじめ廃棄物搬入申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、搬入しようとする処理施設が焼却施設の場合は、当該施設に備え付けの帳簿への記載をもって申請書の提出に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、廃棄物を反復継続して搬入する者であつて、搬入しようとする処理施設のいずれかについて市長が定める一般廃棄物の分別の区分(以下「分別区分」という。)ごとにおおむね月8回以上搬入するものにあつては、搬入しようとする処理施設(当該おおむね月8回以上搬入する処理施設以外の処理施設を含む。)及び分別区分ごとに、廃棄物搬入(年間)申請書(様式第5号)を市長に提出し、1年間の搬入について承認の申請をすることができる。

- 3 市長は、前項の申請があったときは、当該申請をした者が別に定める要件に適合していると認める場合に限り、同項の承認をするものとする。
- 4 市長は、第2項の承認をした者に対し、当該処理施設の維持管理計画等に応じて、廃棄物搬入場所の変更を指示することができる。

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。